

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ロータス（以下「甲」という。）と株式会社ロータスの労働者の過半数を代表する者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。
- （一）（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和7年8月25日付職発0825第1号「令和8年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添2に定める「09503 倉庫作業員」「08201 荷物配達員」「09802 ピッキング作業員」「09999 他に分類されない運搬等」「08804 フォークリフト運転作業員」「03601 コールセンターオペレーター」「03401 一般事務員」「03403 受付・案内事務員」とする。
- （2）「一般事務員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、通達別添2に定める「03401 一般事務員」とする。
- （3）（1）については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用し、（2）については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。
- （二）地域調整については、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県の複数の市区町村の派遣先において就業を行うことから、通達別添3に定める都道府県の地域指数を用いるものとする。
- （三）時間外労働手当、深夜、休日労働手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、第5条の通りとする。
- （四）通勤手当については、基本給、賞与及び手当とは分離での支給とし、第6条のとおりとする。

(五) 退職手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、第7条の通りとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(一) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(二) 別表3の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：2年

Bランク：1年

Cランク：0年

(三) 対象従業員の基本給及び賞与については、別表3の賃金表に、対象従業員が勤務する派遣先事業所の所在地に対応する別表2の地域係数を乗じたものとする。

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で昇給することとする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は正社員と同様、次のとおり法律の定めに従って支給する。

(一) 時間外労働：時間当たりの基本給×時間外労働時間数×1.25

(二) 休日(法定)労働：時間当たりの基本給×休日(法定)労働時間数×1.35

(三) 深夜勤務労働：時間当たりの基本給×深夜勤務労働時間数×0.25

第6条 対象従業員の通勤手当は、1時間当たりの通勤手当に相当する額を一般通勤手当とし、当該額を「79円」とする。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。

(一) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達別添4に定める「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

(二) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年)の支給月数：

「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の大学卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表5のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した令和3年4月1日以前の勤続年数の取扱いについては、労使で協議して別途定める。

- (一) 別表4に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
- (二) 別表4に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は次のとおりとし、その評価結果に基づき、第4条第2項の追加の手当の範囲を決定する。

(一) (基本給の決定)

基本給は原則として時給制とし、能力、経験、技能、および業務内容等を勘案して個人ごとに決定する。ただし、勤務形態により、日給制、月給制をとる場合がある。

(二) (勤務評価の方法)

(1) 勤務成績その他が良好な職務遂行能力等を考慮し基本給の改定を行う。1年以上勤続し、成績の優秀な者については、その勤務成績、職務遂行能力等を考慮し昇給を行う。

(2) 基本給の改定は、原則として年1回とし、毎年5月1日に実施する。

(3) 顕著な業績が認められたものについては、前項の規定に関わらず昇給を行うことがある。

(4) 昇給額は、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社ロータス教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

令和8年3月15日

甲 代表取締役

岸本 裕之



乙 労働者代表

伊藤 匠



【別表 1】 職業安定業務統計求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額

職種	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
	0年	1年	2年
09503 倉庫作業員	1,205	1,371	1,468
08201 荷物配達員	1,243	1,415	1,514
09802 ピッキング作業員	1,175	1,337	1,431
09999 他に分類されない運搬等	1,214	1,382	1,479
08804 フォークリフト運転作業員	1,228	1,397	1,496
03601 コールセンターオペレーター	1,243	1,415	1,514
03401 一般事務員(中分類)	1,129	1,285	1,375
03403 受付・案内事務員	1,157	1,317	1,409

【別表 2】 職業安定業務統計による地域指数

	都道府県別地域指数
埼玉	107.2
千葉	106.7
東京	111.4
神奈川	110.1
岐阜	100.5
愛知	104.4
三重	98.6
滋賀	98.9
京都	101.5
大阪	107.4
兵庫	102.3

【別表3】-① 対象従業員（倉庫内作業員）の賃金表

等級	職務の内容	一般基本給・賞与等の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級倉庫作業員 (10年以上勤務者で、倉庫内業務を習熟している)	1,468 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,468 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の2年
Bランク	中級倉庫作業員 (5年以上勤務者で、細かな指示がなくても倉庫内業務が出来る)	1,371 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,371 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の1年
Cランク	初級倉庫作業員 (5年未満勤務者で、基本的な倉庫内業務が出来る)	1,205 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,205 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の0 年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

各年の数値は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4

一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）が最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額を基準値（0年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

【別表3】-② 対象従業員（配達員）の賃金表

等級	職務の内容	一般基本給・賞与等の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級配達員 (10年以上勤務者で、配達員業務を習熟している)	1,514 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,514 に【別表2】 の地域指数を 乗じた額	【別表 1】の2年
Bランク	中級配達員 (5年以上勤務者で、細かな指示がなくても配達業務が出来る)	1,415 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,415 に【別表2】 の地域指数を 乗じた額	【別表 1】の1年
Cランク	初級配達員 (5年未満勤務者で、基本的な配達業務が出来る)	1,243 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,243 に【別表2】 の地域指数を 乗じた額	【別表 1】の0 年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

各年の数値は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4

一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）が最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額を基準値（0年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

【別表3】-③ 対象従業員（ピッキング作業員）の賃金表

等級	職務の内容	一般基本給・賞与等の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※1)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級ピッキング作業員 (10年以上勤務者で、選別作業を習熟している)	1,431 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,431 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の2年
Bランク	中級ピッキング作業員 (5年以上勤務者で、細かな指示がなくても選別作業が出来る)	1,337 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,337 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の1年
Cランク	初級ピッキング作業員 (5年未満勤務者で、基本的な選別作業が出来る)	1,175 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,175 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

各年の数値は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4

一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）が最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額を基準値（0年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

【別表3】-④ 対象従業員（他に分類されない運搬等）の賃金表

等級	職務の内容	一般基本給・賞与等の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※1)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級運搬員 (10年以上勤務者で、運搬作業を習熟している)	1,479 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,479 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の2年
Bランク	中級運搬員 (5年以上勤務者で、細かな指示がなくても運搬作業が出来る)	1,382 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,382 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の1年
Cランク	初級運搬員 (5年未満勤務者で、基本的な運搬作業が出来る)	1,214 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,214 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

各年の数値は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4

一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）が最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額を基準値（0年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

【別表3】-⑤ 対象従業員（フォークリフト運転作業員）の賃金表

等級	職務の内容	一般基本給・賞与等の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※1)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級フォークリフト運転作業員 (10年以上勤務者で、フォークリフトでの作業を習熟している)	1,496 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,496 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の2年
Bランク	中級フォークリフト運転作業員 (5年以上勤務者で、細かな指示がなくてもフォークリフトでの作業ができる)	1,397 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,397 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の1年
Cランク	初級フォークリフト運転作業員 (5年未満勤務者で、基本的なフォークリフトでの作業ができる)	1,228 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,228 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

各年の数値は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4

一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）が最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額を基準値（0年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

【別表3】-⑥ 対象従業員（コールセンターオペレーター）の賃金表

等級	職務の内容	一般基本給・賞与等の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（※1）	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級コールセンターオペレーター （10年以上勤務者で、電話応接事務を習熟している）	1,514 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,514 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の2年
Bランク	中級コールセンターオペレーター （5年以上勤務者で、細かな指示がなくても電話応接事務が出来る）	1,415 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,415 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の1年
Cランク	初級コールセンターオペレーター （5年未満勤務者で、基本的な電話応接事務が出来る）	1,243 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,243 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

各年の数値は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4

一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）が最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額を基準値（0年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

【別表3】-⑦ 対象従業員（一般事務員）の賃金表

等級	職務の内容	一般基本給・賞与等の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※1)	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級一般事務員 (10年以上勤務者で、一般事務を習熟している)	1,375 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,375 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の2年
Bランク	中級一般事務員 (5年以上勤務者で、細かな指示がなくても一般事務が出来る)	1,285 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,285 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の1年
Cランク	初級一般事務員 (5年未満勤務者で、基本的な一般事務が出来る)	1,129 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,129 に【別表2】の 地域指数を 乗じた額	【別表 1】の0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

各年の数値は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4

一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）が最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額を基準値（0年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

【別表3】-⑧ 対象従業員（受付・案内事務員）の賃金表

等級	職務の内容	一般基本給・賞与等の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額（※1）	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級受付・案内事務員 （10年以上勤務者で、受付・案内事務を習熟している）	1,409 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,409 に【別表2】 の地域指数を 乗じた額	【別表 1】の2年
Bランク	中級受付・案内事務員 （5年以上勤務者で、細かな指示がなくても受付・案内事務が出来る）	1,317 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,317 に【別表2】 の地域指数を 乗じた額	【別表 1】の1年
Cランク	初級受付・案内事務員 （5年未満勤務者で、基本的な受付・案内事務が出来る）	1,157 に【別表2】の 地域指数を乗じた額	1,157 に【別表2】 の地域指数を 乗じた額	【別表 1】の0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

各年の数値は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・経験調整指数を乗じて作成

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4

一般基本給・賞与等の額の算定の結果、一般基本給・賞与等の基準値（0年）が最低賃金を下回る場合には、最低賃金の額を基準値（0年）とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出すること

【別表4】 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.9	1.7	3.9	6.6	9.8	13.0	17.8	18.1	-
	会社都合 退職	1.3	2.3	5.0	8.1	11.6	15.8	18.4	20.2	24.9

(資料出所)「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(64.2%)をかけた数値として通達で定めたもの

【別表5】 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.9	1.7	3.9	6.6	9.8	13.0	17.8	18.1	-
	会社都合 退職	1.3	2.3	5.0	8.1	11.6	15.8	18.4	20.2	24.9

別表4 (再掲)

IV

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.9	1.7	3.9	6.6	9.8	13.0	17.8	18.1	-
	会社都合 退職	1.3	2.3	5.0	8.1	11.6	15.8	18.4	20.2	24.9

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。